い じ め 防 止 基 本 方 針

令和5年5月1日 佐賀市立春日小学校

1 いじめ防止基本方針策定の目的

春日小学校の全児童が、「いじめのない、楽しくて豊かな学校生活」をおくる事ができるよう、「春日小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ及びいじめ解消の定義

いじめとは

本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。いじめ解消とは

認知したいじめについて、児童・保護者等へ適切なケア・指導・説明を行い、いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害児童心身の苦痛を受けず、通常の生活に戻ったと判断できる状態とする。

- 3 いじめ防止対策のために下記の取組を行う。
 - (1) いじめ防止に向けた取組
 - (2) いじめ発生時に被害を最小限にくい止めるための取組
 - (3) 校内体制の整備
 - (4) 関係機関と連携した取組
- 4 いじめ防止に向けた具体的な取組
 - (1) いじめ防止に向けた取組
 - いじめを許さない人権教育の実践 道徳教育や「いじめ・いのちを考える日」等の取組の充実を図り、いじめを しない・許さない認識を育てる。
 - 〇 定期的なアンケートの実施

「すっきりにこにこアンケート」や「いじめに関するアンケート」を実施し、 全職員(関係職員)で気になる子ついて、情報の共有化を図り、未然防止と 早期発見に努める。

- ※ 小さなサインを見逃さない。(からかい・嫌がらせ・あだ名・登校しぶりなど)
- 保護者や地域への啓発 学校便りや学級通信の発行、各種懇談会をとおして、いじめ防止に向け て情報提供を行い、保護者や地域と一体となっていじめ防止推進に取り組む。
- 校内研修の実施
 学期に1回、教育相談担当を中心に事例研修を行い、全職員で児童理解に関する力量を高める。
- (2) いじめ発生時に被害を最小限にくい止めるための取組
 - 〇 日常から管理職と職員、学校と保護者や地域との連携を密にし、「児童の変化を見逃さず、いじめを早期に発見し支援しようとする」環境をつくる。
 - 〇 いじめ発生時の対応

市教委への報告・相談

いじめ発生の情報…アンケート・観察・面談等

担任・教育相談(生徒指導)担当・管理職による事実の確認(覚知=認知)

校内いじめ防止対策委員会の開催 (経過説明を行い今後の方針を決定) 市教委への連絡 PTA会長への連絡

全職員(関係職員)での情報の共有化を図り、再発防止の徹底を確認する

必要に応じて、拡大いじめ防止対策委員会の開催(定例は年2回) 必要に応じて、警察やSC等関係機関への報告・相談

被害者と加害者の児童及び保護者への事実の説明と心のケア 全職員及び保護者による経過観察・適切な支援

必要に応じて、全児童及び全保護者への経過説明(プライバシーへの配慮)

(3) 校内体制の整備

○ いじめ防止に関すること、いじめ発生時の対応に関することについて協議するために、いじめ防止対策委員会(校内・拡大)を設置する。

校内いじめ防止対策委員会の構成

管理職・生徒指導担当・校長が必要と認める教職員(関係担任・教育相談担当等)

拡大いじめ防止対策委員会の構成

校内いじめ防止対策委員会のメンバーの他に、PTA会長、学校評議員、SCを加える。定例会を年2回実施。(緊急の場合は随時)

○ 学校評価においては、いじめ防止の取組について検証するために、年1回児 童や保護者等へアンケートを実施し、改善へ活かす。

(4) 関係機関と連携した取組。

- 毎月、全事案について市教育委員会に報告する。必要に応じて、迅速に市教育委員会へ報告し、指示を仰ぎながら学校組織として対応する。
- 特に、生命に関わるあるいは長期に渡り登校できない等と言う重大な事態については、警察やSC、弁護士等への報告・相談を迅速かつ密に行う。